

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも 児童扶養手当が支給されます

大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。
- 下記の支給要件に該当される方は、町民生活課健康福祉係へお問い合わせの上手続きをしてください。

父子家庭の支給要件は？

◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

手当額（月額）は？

◆受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○児童1人の場合

全部支給：41,720円

一部支給：41,710円～9,850円

○児童2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

【お問い合わせ先】 町民生活課健康福祉係 ☎0185-79-2113

はつらつ健康ウォーキング

スポ・レクフェスタあきた

平成22年度「健康秋田21全県一斉ウォーキング月間」

県内各地で「ウォーキング月間」と題して開催しているウォーキング大会を今年度も開催いたします。健康づくりのために一緒に歩いてみませんか。

多数のご参加をお待ちしています。

【期 日】 7月4日（日）

【時 間】 午前7時30分～受付 8時00分出発

【集合場所】 総合開発センター前

【コ ー ス】 総合開発センター → 旧営林署前 → （藤琴川堤防） → 寺沢橋
→ 馬坂橋 → おばこ前 → 総合開発センター

【持 ち 物】 雨具・帽子・タオル・飲み物等

【参 加 料】 無料

【申込方法】 電話または所定の申込み用紙を下記まで申込みください。
用紙は開発センター窓口にあります。

【締 切 り】 6月30日（水）まで
※当日参加も可。

【申込み・お問い合わせ先】 藤里町教育委員会生涯学習係 ☎0185-79-1327
FAX 0185-79-2227

